

【高知県】
災害ケースマネジメントの実施体制
に係る市町村向け手引き (Ver.1)

令和6年4月

高知県危機管理部
南海トラフ地震対策課

手引きの構成

【目次】

第1章 はじめに

1. 本手引きの目的等 (P3)
2. 高知県における災害ケースマネジメントの取組状況 (P3)

第2章 災害ケースマネジメントの概要

1. 災害ケースマネジメントとは (P5)
2. 災害ケースマネジメントに取り組む必要性 (P5)
3. 高知県における取組方針 (P6)
4. 関係機関の役割 (P6)
5. 対象となる災害と実施時期 (P6)

第3章 災害ケースマネジメントの実施

1. 全体の流れ (P8)
2. 各段階における取組内容 (P10)
3. 災害ケースマネジメントの実施上の留意点 (P13)

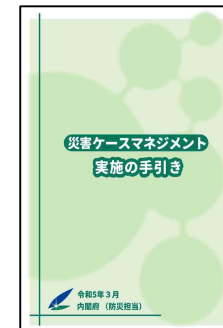
第4章 平時における取組

1. 実施体制の検討 (P15)
2. 実施手順等の検討 (P16)
3. 各種施策の把握 (P17)
4. 人材育成の推進 (P20)
5. 実施計画の作成等 (P20)

第5章 個人情報の取扱い

1. 基本的な考え方 (P23)
2. 個人情報の管理 (P23)
3. 同意の取得や利用目的への理解を得るための留意点・工夫等 (P23)

※ 本手引きは、「災害ケースマネジメント」の考え方自体を詳細に解説するものではないため、適宜、内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和5年3月）を参照してください。



内閣府防災ホームページ
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

第1章 はじめに

1. 本手引きの目的等
2. 高知県における災害ケースマネジメントの取組状況

第1章 はじめに

1. 本手引きの目的等

- 高知県では、第1期から第4期までの「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に基づくこれまでの取組により、特に「公助」の取組において、「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策を大きく進展させることができました。
- さらに、現在の第5期行動計画（令和4年度～令和6年度）からは、復興に向けた取組を重点課題に追加し、沿岸市町村とともに事前復興まちづくりの取組を開始するなど、「生活を立ち上げる」対策（早期の復興に向けた取組）を本格化させています。
- この早期の復興に向けては、復興まちづくり（ハード面の復興）だけでなく、被災者一人ひとりの生活再建（ソフト面の復興）が速やかになされることも必要不可欠となります。
- そのため、本手引きは、南海トラフ地震の発生が想定される本県において、発災後に、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う「災害ケースマネジメント」を実施できるよう、県・市町村・関係民間団体が一体的にその実施体制を整備していくことを目指します。

2. 高知県における災害ケースマネジメントの取組状況

- 令和4年度までに、トップセミナーを開催、先進自治体(仙台市、石巻市、鳥取県)を視察
- 令和5年度に、NPO法人の協力により、県・市町村・関係団体向け研修会を開催
また、高知県における災害ケースマネジメントの実施体制を検討、本手引きを策定

⇒ 令和6年度以降、市町村・関係団体と具体的な体制整備に向けた取組を開始したいと考えています。

第2章 災害ケースマネジメントの概要

1. 災害ケースマネジメントとは
2. 災害ケースマネジメントに取り組む必要性
3. 高知県における取組方針
4. 関係機関の役割
5. 対象となる災害と実施時期

第2章 災害ケースマネジメントの概要

1. 災害ケースマネジメントとは（内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」P8～参照）

- ①個別訪問・相談により、**被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握**した上で、
- ②必要に応じ**専門的な能力をもつ関係者と連携**しながら、
- ③当該課題等の解消に向けて**継続的に支援**することより、

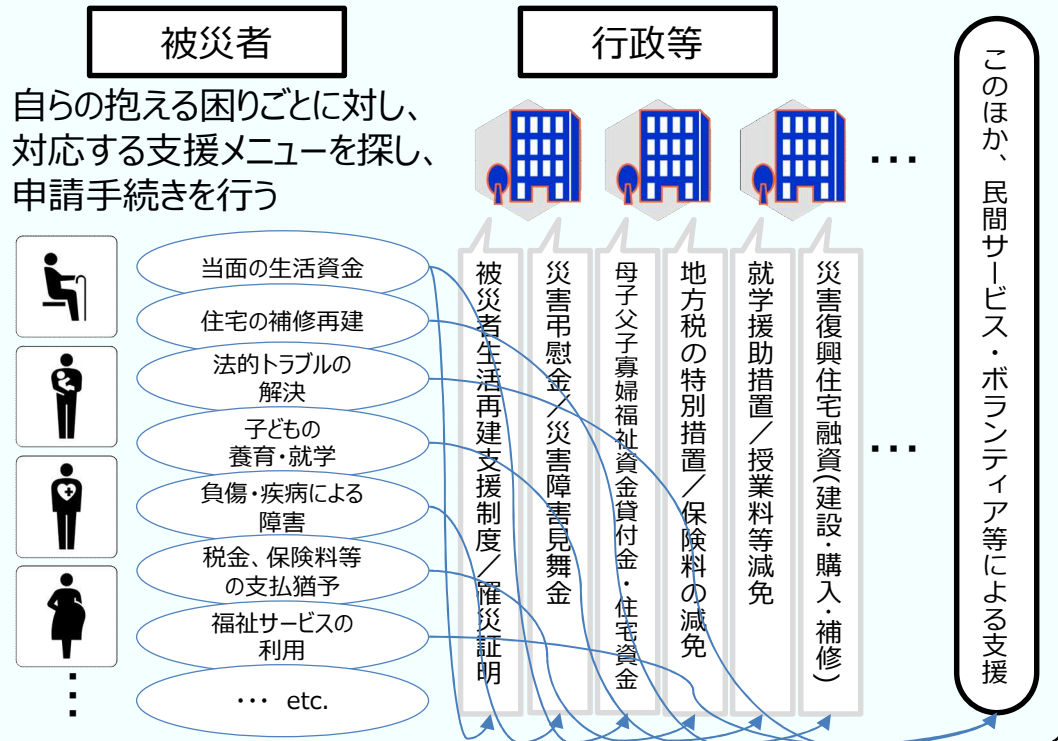
被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

= 新たな支援制度を設けるものではなく、既存の支援制度、適切な支援者につなぐための支援体制

2. 災害ケースマネジメントに取り組む必要性

従前の支援体制

行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して当該支援を提供。



【課題】過去の災害において、以下のような課題が判明

→ 行政が設けた被災者支援制度について、「**支援制度を知らない**」、「**支援制度を知っていても手続きが難しく申請できない**」等の理由により、支援から取り残される被災者がいる

《H28鳥取中部地震》

- ・ 震災から1年半経過後も屋根の修繕ができず、ブルーシートがかかったままの住宅で生活するなど、支援を受けられないままの被災者が約1,000世帯

《H23東日本大震災》

- ・ 仙台市では、被災者の生活再建が進まず、震災から1年経過後も仮設住宅入居者が約12,000世帯

申請主義からの脱却が必要

【課題への対応策としての災害ケースマネジメント】

- ・ 災害ケースマネジメントにおいては、個別訪問等のアウトリーチにより、**行政が積極的に被災者の状況を把握**
- ・ 個々の被災状況に合わせ、官民連携による一体的な支援を実施（**行政が抱え込まず、支援者につなぐ**）

第2章 災害ケースマネジメントの概要

3. 高知県における取組方針

短期目標

- 災害ケースマネジメントの「実施主体」の**確認**
- 被災者支援に係る**各種制度の整理・確認**

→ 第4章で詳述

中期目標

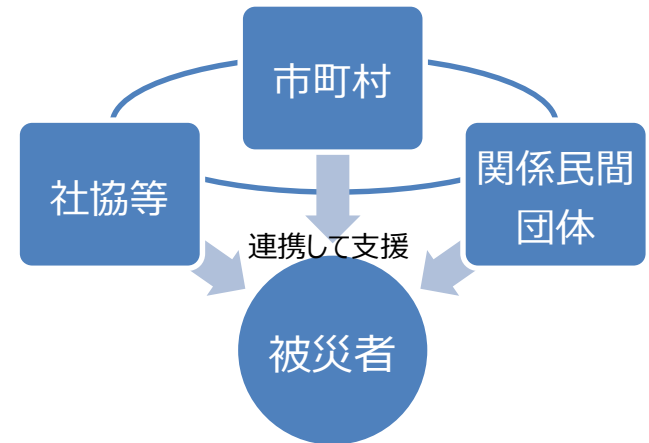
- 関係する機関、民間団体との連携体制の構築（協力協定の締結等を含む）
- 実施・連携体制に基づく、具体的な業務手順等の整理（計画・マニュアルの整備等を含む）

最終目標

- 上記を通じ、災害時に、県、市町村、関係団体等が連携して被災者支援に取り組むことができる体制を整備
- さらに、災害ケースマネジメントに係る研修等を通じて、平時から「顔の見える関係性」を構築（実効性の向上）

4. 関係機関の役割

- **市町村を実施主体**とし、社会福祉協議会、関係民間団体等の各機関が連携して災害ケースマネジメントを実施
- 県は広域実施主体として、各市町村におけるマネジメント体制の立ち上げ、被災者支援の実施等を支援（人的・技術的・財政的支援）
- また、各市町村で支援を実施することが難しい被災者（県外への広域避難者等）に対しては、県が直接、災害ケースマネジメントを実施することも検討



5. 対象となる災害と実施時期

対象となる災害

- 災害の規模、被災者の状況等を踏まえ、実施主体（市町村等）が判断
- 本手引きは、主に**南海トラフ地震**を想定

実施時期

- 応急期、復旧期の活動（人命救助、医療救護、ライフライン復旧等）がある程度落ち着いた段階で、できる限り速やかに災害ケースマネジメント体制を立ち上げ、被災者へのアウトリーチ等を開始
- 本手引きは、**南海トラフ地震の発生から6か月後**を想定

→ P10イメージ参照

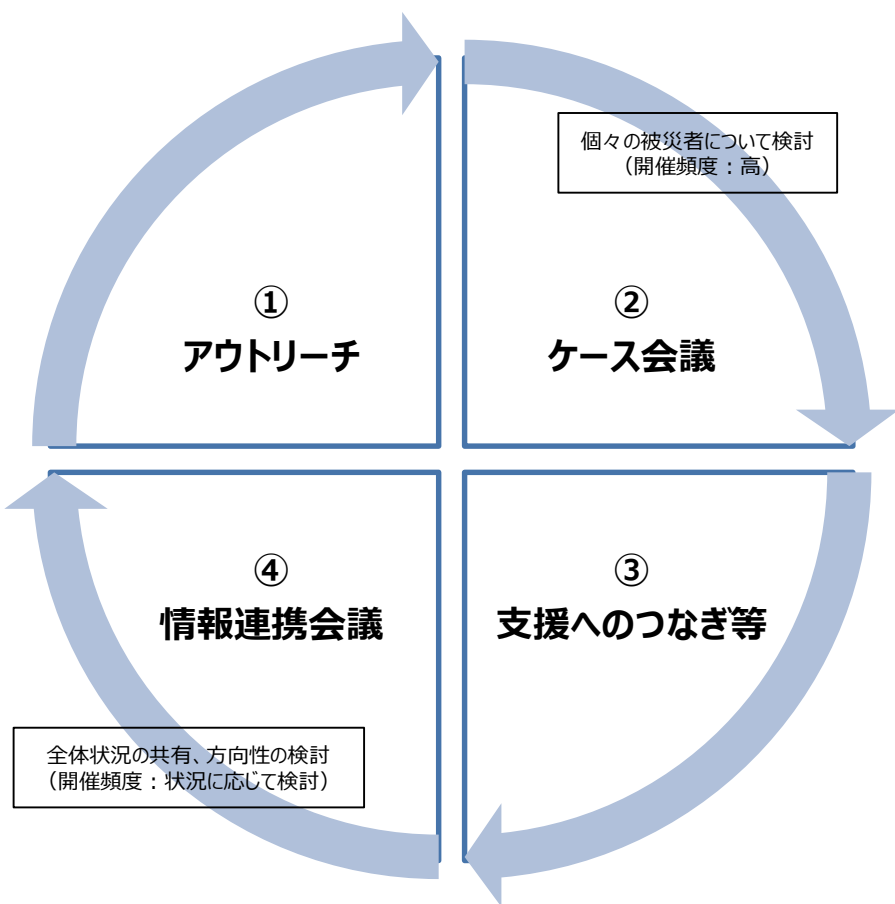
第3章 災害ケースマネジメントの実施

1. 全体の流れ
2. 各段階における取組内容
3. 災害ケースマネジメントの実施上の留意点

第3章 災害ケースマネジメントの実施の流れ

1. 全体の流れ

- 災害ケースマネジメントは、大きく4つの手順で実施される（詳細は、**内閣府手引きP60～138**参照）。
- 災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、**アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い**、その都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど、被災者に寄り添った支援（伴走型支援）を実施する。



1	アウトリーチ	被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい方や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない方もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。
2	災害ケースマネジメント ケース会議	アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、継続的な支援が必要な個々の被災者について、個々の課題に応じた支援方針・方策を検討する。行政機関だけでなく、支援を行う関係機関が連携して検討を行う必要がある。 (参加者は、検討する課題に応じて調整)
3	支援へのつなぎ等 (支援の実施)	ケース会議等により、支援方針が決定している場合は、適切な支援手段へのつなぎを実施する。 (「つなぎ」とは、単につなぎ先を紹介するだけでなく、必要に応じてつなぎ先まで同行し、そこでのアドバイスや意見を踏まえて、被災者とともに今後の対応を検討することまで含む。)
4	災害ケースマネジメント 情報連携会議	県・市町村の関係部局の職員、地域支え合いセンター等の支援拠点の職員、関係機関等が参加し、被災者支援の全体状況について情報共有を行うための会議 (定期的な開催が望ましいが、個々の被災者について検討する場ではないため、実施頻度は状況に応じて調整)

※【参考】内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」

【参考】内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」における段階の区分

※ 発災後の段階を3つのフェーズに区切り、それぞれのフェーズにおける取組が示されている。(内閣府「手引き」P9)

南海トラフ地震発生時には、応急期・復旧期の活動が中心の段階と考えられるため、本手引きにおいては、災害ケースマネジメントの前段階（準備段階）として取り扱う。

本手引きにおける、災害ケースマネジメントの実施段階

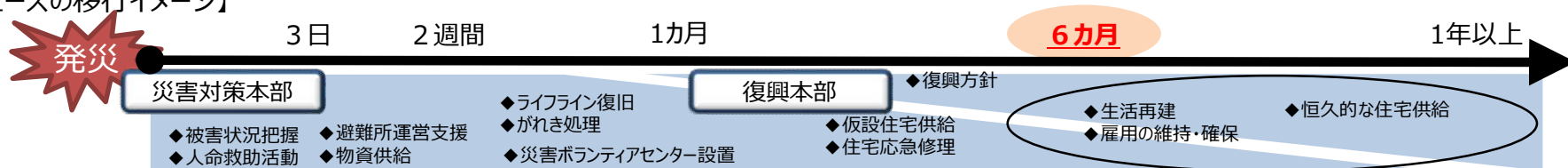
	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.33	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101
被災者の生活		避難所	応急仮設住宅 在宅避難	災害公営住宅
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） P.17 計画等への位置づけ P.28	支援関係機関、NPO等との連携 人材確保・育成 P.150 災害ボランティアセンター設置・運営	研修実施 P.150	支援拠点の設置・運営
被災者支援		罹災証明書発行	被災者台帳作成・活用 P.145	
	アウトリーチ等	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 P.39 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・ 生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所避難者、在宅避難者 → 応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 P.60 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該災害の被災者（全数調査が望ましい） → アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	<ul style="list-style-type: none"> ○主な目的 P.105 <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅入居者、在宅被災者等 → アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
	災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的な対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.86 <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.117 <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.95 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・ 次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.129 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 → 行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
	災害ケースマネジメント 情報連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.50 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.85 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等 	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 P.116 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等

第3章 災害ケースマネジメントの実施の流れ

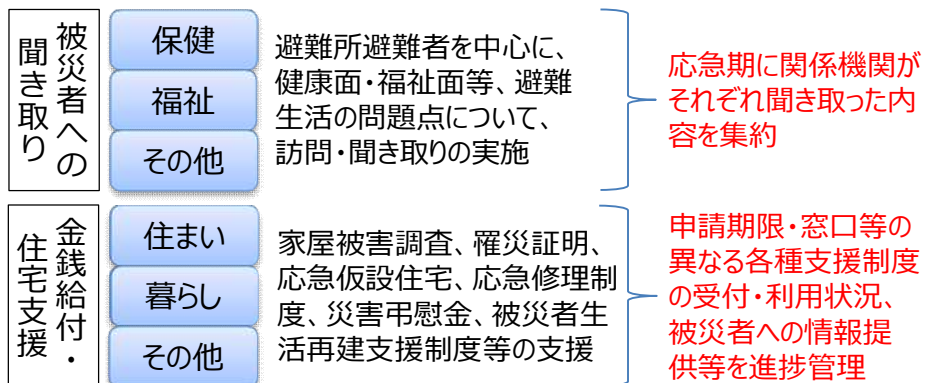
2. 各段階における取組内容

- 災害ケースマネジメントは、その前段階から実施される被災者支援制度の実施状況（被災者の情報）を活用することが重要となる。
- そのため、実施主体である県・市町村においては、実施段階を想定し、災害ケースマネジメントの前段階（災害対策本部体制等）における取組内容も合わせて検討しておく必要がある。

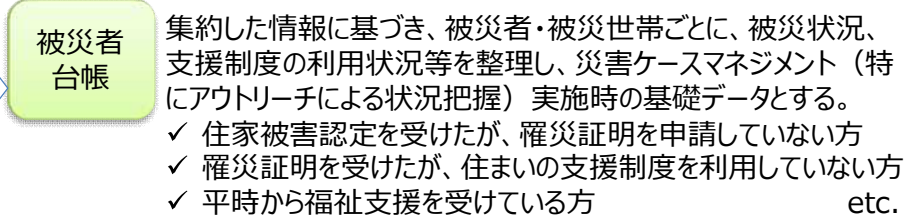
【対応フェーズの移行イメージ】



【縦割りで実施される各種被災者支援の進捗状況を集約・一元化】



【災害ケースマネジメント立ち上げ前の被災者情報を整理・活用】



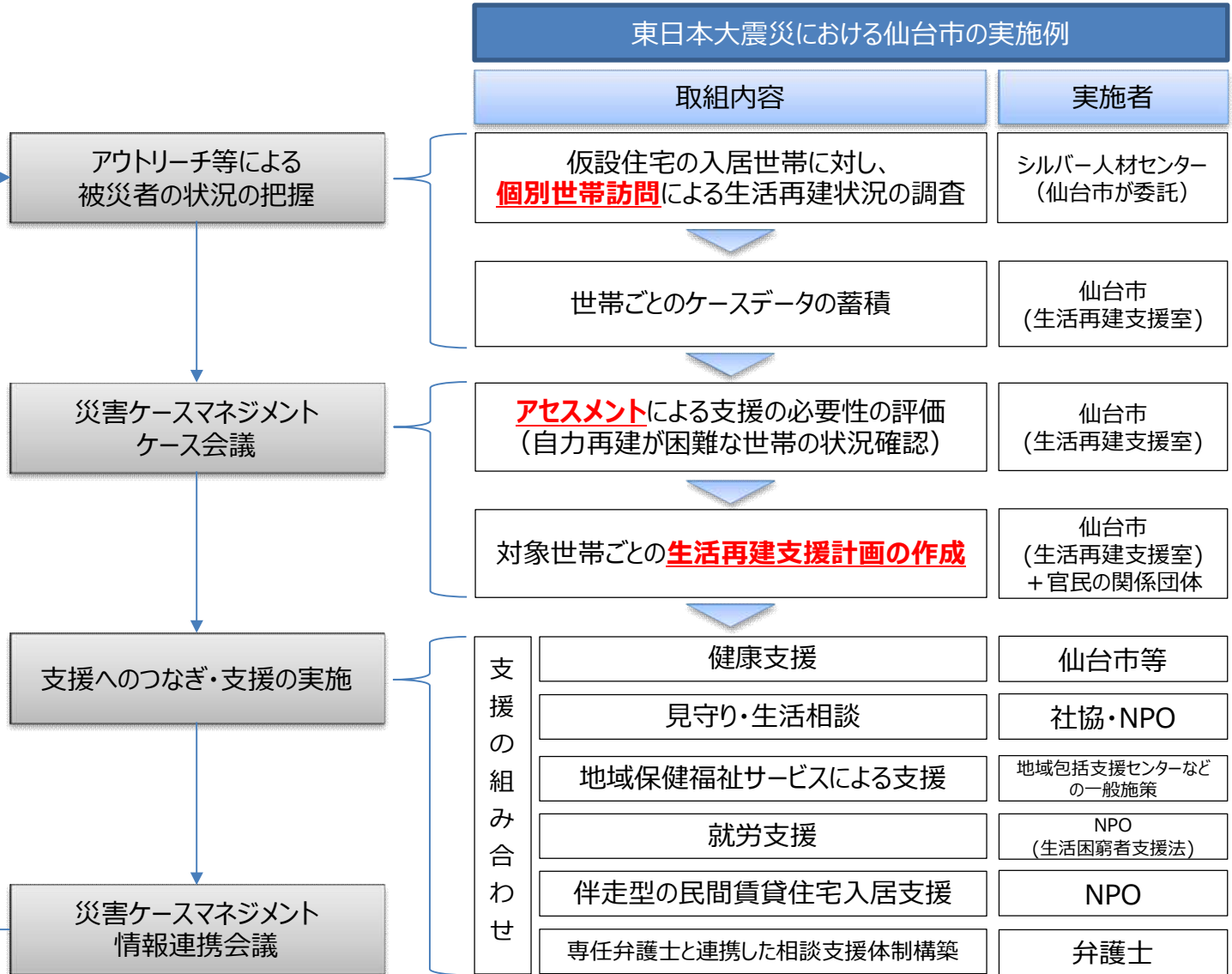
【災害ケースマネジメント体制の立ち上げ・運営】 ※詳細は次ページ



第3章 災害ケースマネジメントの実施の流れ

- 災害ケースマネジメントの実施段階における具体的な取組内容は、自治体ごとに地域の事情に応じて異なることが想定されるが、代表的なものとして、東日本大震災における仙台市では、次のような取組が実施されている。

東日本大震災における仙台市の実施例



ポイント・留意点

課題を抱えた被災者を漏れなく把握するため、**全戸調査**が望ましい。一方で、リソースの問題から、対象者を絞り込むことも重要となる。

- 調査票をポスティングし、回答内容から問題ないと判断できる世帯を除外
- 罹災証明を取得したが、支援制度を利用していない世帯を洗い出す など

ポイント・留意点

アセスメント手法は、仙台市が行った2軸・4分類による整理がわかりやすい。(次ページ参照)

アセスメントの結果等を踏まえ、継続的な支援が必要とされた世帯について、ケース会議を実施する。

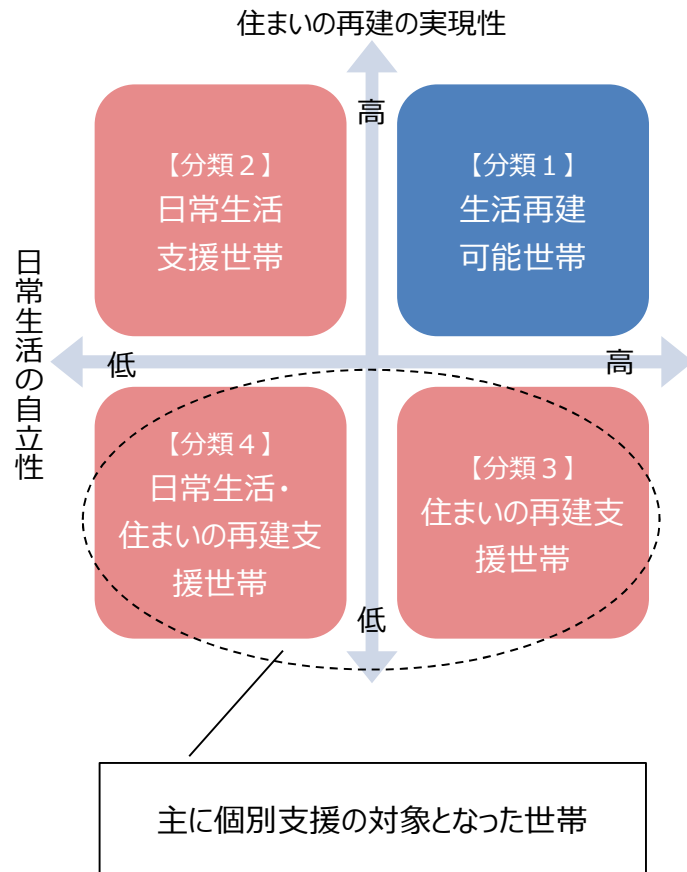
- 対象世帯に関する情報共有
- 自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
- 支援方策の決定・順位付け
- 課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安の設定
- 被災者支援に係る役割分担の確認

ポイント・留意点

支援記録を作成し、支援の経過に応じて再度アウトリーチ、ケース会議を行う等、継続的な支援を行う。

【参考】 仙台市のアセスメント手法

- アウトリーチ等により得られた被災者の情報を基に、「**住まいの再建の実現性**」と「**日常生活の自立性**」の2軸で評価を行い、支援対象世帯を4つに分類することで、見守り・相談等の実施頻度や必要な支援の検討の基礎としている。
- 評価の実施にあたっては、訪問等を行った福祉関係者等の経験に基づく判断により評価を行う場合も想定されるが、チェックリストの活用による判定等、客観的な指標により評価を行う場合も考えられる。



分類		特徴	必要な支援の例
1	生活再建可能世帯	住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日常生活において特に大きな問題が見られない世帯	<ul style="list-style-type: none"> 調査確認 支援制度等の情報提供 公営住宅入居支援 住宅再建相談支援
適切な情報提供により自力再建が可能。アウトリーチの機会を含め、被災者に積極的な情報提供を行い、この分類に促していくことも重要。			
2	日常生活支援世帯	住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問 健康支援 見守り・生活相談 地域保健福祉サービスの活用
3	住まいの再建支援世帯	住まいの再建方針が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的（月1回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問 就労支援 伴走型民間賃貸住宅入居支援
4	日常生活・住まいの再建支援世帯	住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、家族間トラブル等を抱えているため、定期的（月1回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問 健康支援 地域保健福祉サービスの活用 伴走型民間賃貸住宅入居支援 弁護士と連携した相談支援

第3章 災害ケースマネジメントの実施の流れ

3. 災害ケースマネジメントの実施上の留意点

- 高知県における実施上の留意点として、以下のようなものが考えられる。
- その他災害ケースマネジメントを実施すること自体に関する留意点については、内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」を参照されたい。

留意事項	内容
最大クラスの南海トラフ地震による被害の特性	<ul style="list-style-type: none">地震による揺れに加え、津波による被害も広範囲に及ぶことが想定されており、沿岸地域を中心に、家屋流出等による「住まいの再建支援世帯」が相当の規模で生じることが想定されるため、専門的な能力を持つ関係者を外部から受け入れる受援などの取り組みの検討が必要となる。低平地では広域地盤沈降に伴う長期浸水の発生が想定されており、居住者は浸水が解消されるまでの期間、元の居住地域を離れて避難生活を送ることになるため、地域コミュニティの維持や回復に留意して取り組む必要がある。
広域避難者の発生	<ul style="list-style-type: none">令和6年能登半島地震の被害事例からも、南海トラフ地震発生時の高知県において、県内外への広域避難者が生じることを想定する必要がある。広域避難者をサポートしていくためには、早い段階で避難者を追跡する仕組みを整える必要があり、避難先とも連携した取り組みが必要となる。

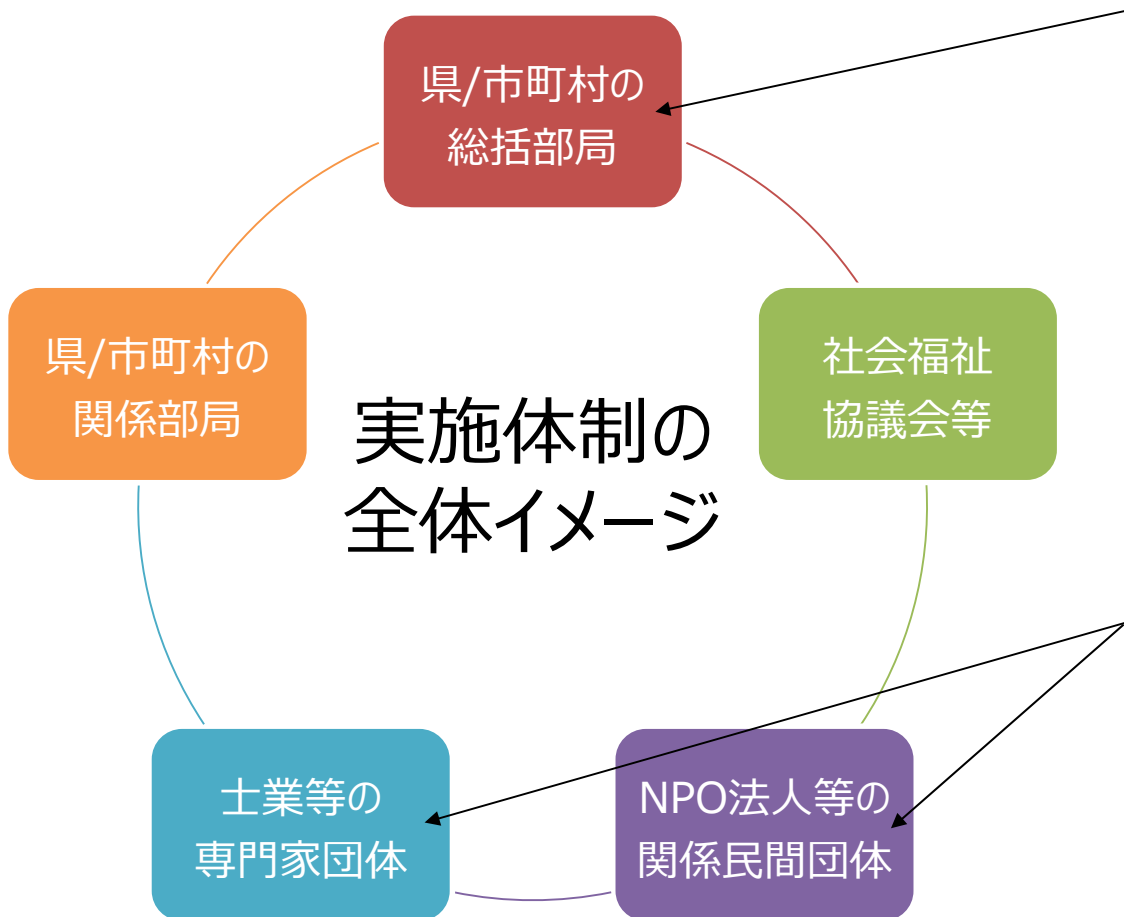
第4章 平時における取組

1. 実施体制の検討
2. 実施手順等の検討
3. 各種施策の把握
4. 人材育成の推進
5. 実施計画の作成等

第4章 平時における取組

1. 実施体制の検討

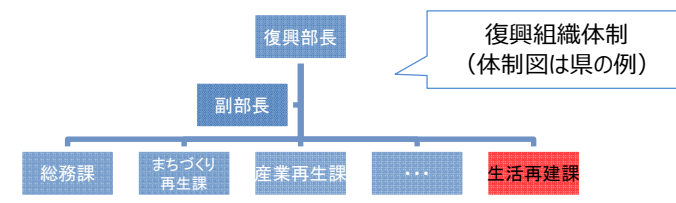
- 災害ケースマネジメントに取り組む機関においては、組織内の実施体制や役割分担を整理しておく必要がある。
- 特に、実施主体となる県・市町村においては、関係部局が連携する体制としつつ、いずれかの部局が主体となって取り組む（総括的な役割を担う）か、段階に応じて関与の度合いに差をつけて取り組むか、各自治体の状況に応じて検討する必要がある。



内閣府手引きでは、「災害時は、災害対応部局及び福祉部局の業務がひっ迫することから、横断的な調整機能を有する部局が災害ケースマネジメントの実施主体となることも積極的に検討すること」とされている（P58）。

この点、本県では、事前復興まちづくりの取組において検討している「復興組織体制」の中に総括的な役割を持たせることが考えられる。

ただし、その場合においても、平時の準備を進める際に総括的な役割を担う部局が必要となる。



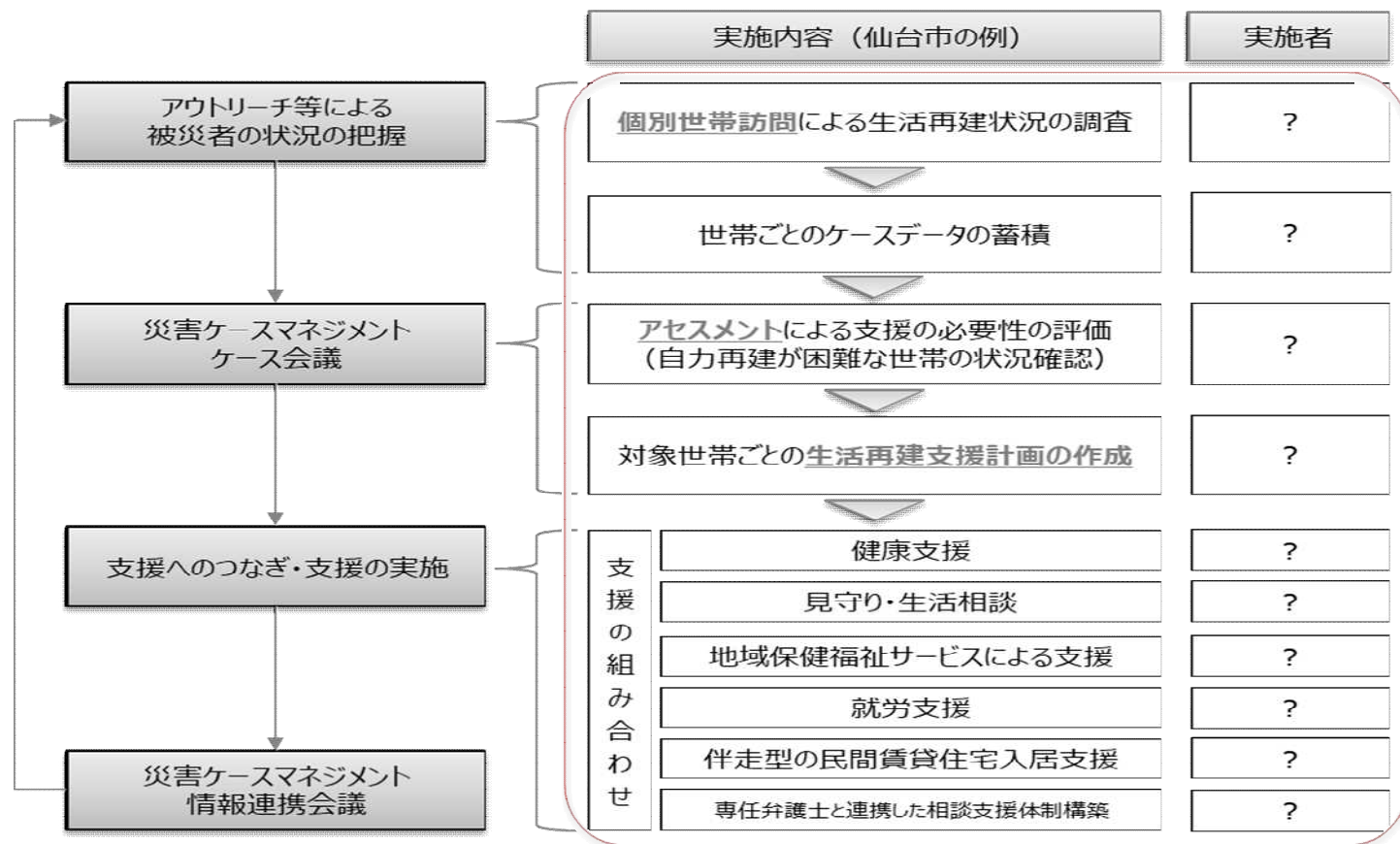
災害ケースマネジメントの実施にあたって協力が必要となる外部の関係機関等（各士業団体、民生・児童委員、自治会長、NPO法人等）を把握し、平時から説明や意見交換を実施する等により顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立しておくことが重要である。

【参考】県と「土佐士業交流会」は、災害時の無料相談会の実施に係る協定を締結しており、今後、災害ケースマネジメント体制への拡充に向けて協議を開始する予定。

第4章 平時における取組

2. 実施手順等の検討

- 実施体制の検討と合わせて、各実施主体（県・市町村）の実態に即した実施手順を検討する必要がある。
- まずは過去の災害における実施事例を参考に、おおまかな実施内容と実施者を整理し、具体的な内容について協議・検討していく。



(P11実施の流れ図再掲)

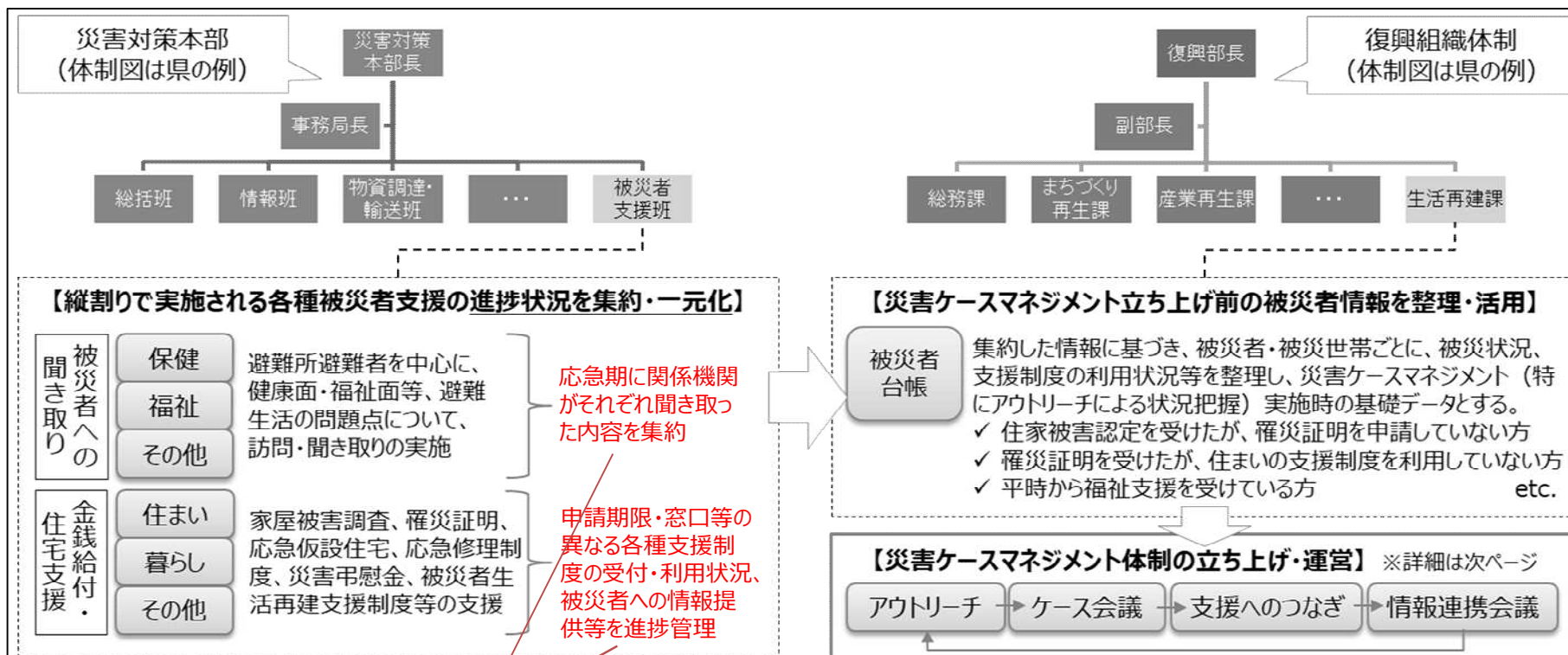
平時の準備（短期目標）

- ①おおまかな実施内容を整理した上で、対応する「実施者」を確保できるかどうか確認（まずは机上で検討）
- ②「実施者」がいる場合は、連携に向けた協議を開始する（中期的には、必要に応じて協力協定の締結等を目指す）
- ③「実施者」がない場合やマンパワーが不足する場合は、受援態勢を検討（県外への要請は県が調整を実施）

第4章 平時における取組

3. 各種施策の把握

- **災害時に行政機関から提供される各種支援制度や平時から提供している福祉施策**を事前に把握し、関係機関と共有しておくことで、災害ケースマネジメントを実施する際の参考となるだけでなく、平時からの関係づくりにも役立つと考えられる。
- なお、実際の災害時に、当該災害の独自支援制度や自治体の独自支援制度が設けられる場合は、追加で把握する必要がある。



(P10イメージ図再掲)

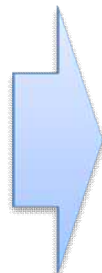
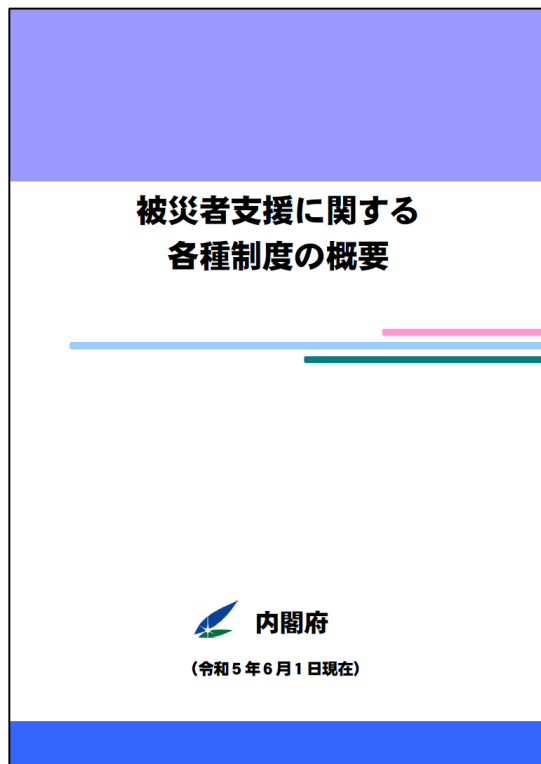
平時の準備 (短期目標)

被災者情報の集約・一元化を前提に、効率化を図るため、

- ① 平時から、支援制度とその所管を整理し、関係者間で共有しておく。
- ② 可能であれば、聞き取り票（聞き取り項目）を共通化し、一度の聞き取りで困り事全般を把握できる様式を作成する。

第4章 平時における取組

- 支援制度と所管部局の整理については、**内閣府「被災者支援制度に関する各種制度の概要」**をもとに、関係機関の支援策を含めた一覧表を作成（市町村ごと）することにより、**公的な支援制度とその所管機関を同時に把握**することができると考えられる。



経済・生活面の支援

	被災後の経済・生活状況	使用できる支援制度	県・市町村・その他	担当	連絡先
1	親や子ども等が死亡した	災害弔慰金			
2	負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金			
3	当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度			
4		災害援護資金			
5		生活福祉資金制度による給付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））			
6		母子父子寡婦福祉資金貸付金			
7		恩給担保貸付			
8	子どもの養育・就学を支援してほしい	教科書等の無償給与			
9		特別支援学校等への就学奨励事業			
10		小・中学生の就学援助措置			
11		高等学校授業料等減免措置			
12		高等学校等就学支援金			
13		高校等で学び直すものに対する修学支援			
14		高校等専攻科の生徒への修学支援			
15		高校生等奨学給付金			
16		高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）			
17		大学等授業料等減免措置			
18		…			

- 被災者支援に関する制度が網羅的にまとめられている。

（内閣府ホームページ）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

災害時に探しやすいよう、被災状況（困りごと）を基準に整理。（内閣府資料と同じ構成）

他機関を含め、担当部局や連絡先（災害時の窓口）を確認し、市町村ごとに作成。また、庁内の主な支援制度の所管部局は、実施体制へ参画する。

第4章 平時における取組

- 聞き取り票（聞き取り項目）の共通化については、過去の災害における災害ケースマネジメントの実施自治体のものなどを参考に、県・市町村で共通の様式を作成することが望ましいと考えられる。（→今後、市町村の意見を聞きながら、県で統一様式を作成）

コラム6: NPO が個別訪問時に活用している調査票の例

- 平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨の災害支援をきっかけに設立され、在宅被災世帯を中心に支援活動を行う NPO 法人 YNF では、調査票に従前住宅の所有形態や任意保険の加入状況を確認項目として設け、自主的な住まいの再建可能性の判断に活用しているほか、契約締結や見積りの作成等の状況を聞くことで、住まいの再建の進捗状況を客観的に判断できるよう工夫している。

令4年台風14号(延岡市) 生活再建シート						
訪問日	4年	月	日	世帯番号	<input type="checkbox"/> 完全壊壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 半壊建 <input type="checkbox"/> 一部壊壊 <input type="checkbox"/> 一部半壊 <input type="checkbox"/> 一部壊壊 <input type="checkbox"/> 一部半壊 <input type="checkbox"/> 一部壊壊 <input type="checkbox"/> 一部半壊	
訪問者	①	②	性別	<input type="checkbox"/> 従前住宅の所有形態 <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> (任意保険の加入状況) <input type="checkbox"/> 共済 <input type="checkbox"/> 共済 <input type="checkbox"/> なし	
氏名	年齢		現在の住まい	<input type="checkbox"/> 従前住宅の所有形態 <input type="checkbox"/> その他()		
住所	電話番号		任意保険の加入状況	<input type="checkbox"/> なし・あり() <input type="checkbox"/> 収入源 <input type="checkbox"/> 給与・国民年金		
被災先住所(あれば)	電話番号		住まいの再建	<input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 完了の見込み(契約締結など) <input type="checkbox"/> 再建に向けて具体的な行動がある(見直しなど) <input type="checkbox"/> 再建に向けた行動がない		
世帯人数				被災家屋・ボランティアについて		
<input type="checkbox"/> 利用可能なものにチェック <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 洗面 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> 無断室				バリアフリー設備		
<input type="checkbox"/> 床下等の乾燥 <input type="checkbox"/> 行った <input type="checkbox"/> 行っていない				要・不要		
<input type="checkbox"/> (作業ボランティア)必要な場合チェック <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> 床はがし <input type="checkbox"/> 壁はがし <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> その他()				メモ(ニーズや状況など)		
<input type="checkbox"/> (希望で困っていること)あれば)						
<input type="checkbox"/> (再建の意向) <input type="checkbox"/> 特種 <input type="checkbox"/> 新築・購入 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 家族や親類との同居 <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他()						

出所：内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」P47

地方公共団体の取組事例

地方公共団体の調査票の例② (広島県坂町(ダイバーシティ研究所))

- 災害名：平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）
- アセスメント調査票：
 - ▶平成 30 年 7 月豪雨災害の被災状況を把握し、避難生活での被害拡大を防ぎながら生活再建期・コミュニティ再生期への移行をサポートすることを目的として、被災世帯への聞き取り個別調査を実施した。調査で得た情報は、坂町地域支え合いセンター運営の基礎資料として活用した。

坂町被災者アセスメント調査票					シート No.	
記入者名	記入日時		日	時	分	<input type="checkbox"/> 小瀬浦 <input type="checkbox"/> 坂 <input type="checkbox"/> 横浜 <input type="checkbox"/> ブロック番号
聞いた場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難所() <input type="checkbox"/> 仮設() <input type="checkbox"/> 仮設() <input type="checkbox"/> 仮設() <input type="checkbox"/> 仮設()						
調査対象者に会えなかった場合 → <input type="checkbox"/> 不在 <input type="checkbox"/> 居住しているかどうか不明 ※ 外観から確認出来る範囲で、「2. 家屋の状況」を記入して下さい。						
1. 世帯情報						
親住所		前住所		前住所		
※ 聞いた人の名前()を付ける ※ 世帯主は、続柄に「世」						
名前	生年月日	性別	続柄	世帯主	世帯主	世帯主
()	男/女/平	男/女/その他				同居/別居
()	男/女/平	男/女/その他				同居/別居
()	男/女/平	男/女/その他				同居/別居
()	男/女/平	男/女/その他				同居/別居
()	男/女/平	男/女/その他				同居/別居
()	男/女/平	男/女/その他				同居/別居
家族の被災状況 <input type="checkbox"/> 全員被害 <input type="checkbox"/> 被害あり <input type="checkbox"/> 連絡が取れない						
世帯員 No.		世帯員 No.		世帯員 No.		
①	②	③	④	⑤	⑥	
世帯員 No. ① ② ③ ④ ⑤ ⑥						
調査員記入						
世帯状況 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭 <input type="checkbox"/> 高齢・障害者がいる世帯						
高齢者のみ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 高齢者のみ 1人						
世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ 2人 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ 3人						
ご署名						

出所：内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」P67～70 19

第4章 平時における取組

4. 人材育成の推進

- 災害時に実施主体が災害ケースマネジメントを実施するためには、平時からの研修・人材育成を進めておくことが重要である。
- 高知県においては、これから県・市町村で災害ケースマネジメントの実施体制の検討や準備を行っていく段階であることから、当面の間、県が主体となって研修を実施することを予定している。

【参考】これまでの実施事例

- R3.7 災害ケースマネジメントをテーマに高知県トップセミナーを開催
(日本弁護士連合会災害復興支援委員会 元委員長 津久井 進)
- R6.1 災害ケースマネジメント研修 in 高知 (パートI) に開催協力
- R6.3 災害ケースマネジメント研修 in 高知 (パートII) に開催協力
(NPO法人YNF、NPO法人ワンファミリー仙台)

▽災害ケースマネジメント研修 in 高知 (パートI)

- 動画の視聴、資料のダウンロードが可能です。
- NPO法人ワンファミリー仙台HP
<https://www.onefamily-sendai.jp/results/news-detail.php?id=13>

まずは災害ケースマネジメント全般についての広い知識やスキルについての研修を行い、民間団体を含む関係機関の職員向けに災害ケースマネジメントの浸透を図る。



将来的には、各市町村においても取組の進捗に合わせて職員向け研修等を実施することが望ましい。

5. 実施計画の作成等

- 災害ケースマネジメントの実施主体となる県・市町村においては、実施体制、実施手順等がある程度具体化できた段階で、「地域防災計画」等へ位置づけるとともに、災害ケースマネジメントの実実施計画や業務マニュアル等を作成し、適宜、見直しを行うことが望ましい。

10. 申し込み用紙

申し込み方法は下記の
■下記の Google フォ
<https://forms.glo/>

■下記の必要事項をメ
として事務局 kensh

■申込用紙に必要事項
参加申し込み)として

■申込用紙に必要事項

災害ケースマネジメント
問合せ電話:022-396

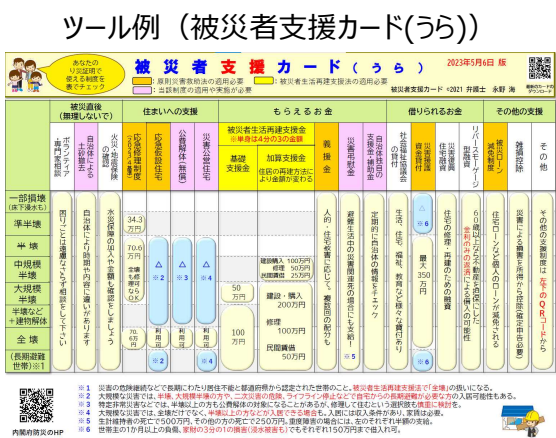
1/16(火)災害ケ
参加者氏名
メールアドレス
参加方法
当日連絡が取れる 電話番号
所属組織(行政・ 社協 NPO 等)名
従事状況 ※いずれかにチェック
ご質問等

9. 研修プログラム	
時間(予定)	プログラム
9:30	事務連絡(事務局) 開会あいさつ(NPO 法人ワンファミリー仙台)
9:40 10:25 (45分)	講義 1「災害ケースマネジメントとは」 講師:大阪公立大学大学院 文学研究科 准教授 菅野拓氏 講師プロフィール:大阪公立大学大学院 文学研究科 准教授、臨床の社会学者。大阪市立大 学大学院文学研究科後期博士課程単位取得退学、博士(文学)。専門は人文地理学、都市地理学、サードセクター論、防災・復興政策。東日本大震災被災後からパーソナルサポートセンターにて仙台市と協働し、被災者生活再建支援事業、生活困難者自立支援事業を立ち上げ、現在は理事。近著に「つながりが生み出すイノベーション」サードセクターと創発する地域—『災害対応力』パナソニック被災者支援の崩壊を止める—がいずれも単著、ナカニヤ出版。最 近の主な委員として内閣府「被災者支援のあり方検討会」委員、厚生労働省「内閣府」医療・保 健・福祉と防災の連携に関する作業グループ「参考人、熊本市「復興検討委員会」委員など。
10:30 11:15 (45分)	講義 2「災害ケースマネジメントの考え方で被災者支援をすすめる行政のメリット」 講師:元長野県庁、長野県 NPO センター事務局次長 古越武彦氏 講師プロフィール:長野県危機管理部で長年にわたって防災業務に従事し、2011年に隣に長野県で発生したすべての災害対応に関わる。2022年3月に早期退職し、認定 NPO 法人全国 災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)に勤め、現在は長野県 NPO センター事務局 局長として災害時支援の活動に取り組みしている。
11:20 11:50 (30分)	講義 3「岩手県岩手町における実践に見る災害時の課題について」 講師:認定NPO法人フードバンク岩手 阿部知幸氏 講師プロフィール:認定NPO法人フードバンク岩手副理事長・事務局長、一般社団法人岩手町より「いらいネット」理事、一般社団法人でいらい理事、東日本大震災以降、被災者支援の一つとして食料支援を開始すると同時に岩手県内の食のセーフティネットを広げるため、フードバンク岩手を設立。2016年台風10号災害では、被災者の様々な相談をワンストップでできる岩手より「いらいネット」を設立し、継続的な被災者支援を行っている。
11:50	閉会あいさつ(一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会)



【参考】被災者情報サイト『ひさぽ』（被災者支援情報さぽーとページ） 弁護士・永野海先生

- 永野弁護士が運営する被災者情報サイト『ひさぽ』（被災者支援情報さぽーとページ）の各インターネットサイトからは、**被災者向け支援情報ツールが自由にダウンロード**できる。
- 永野弁護士は、東日本大震災での避難所支援を契機に、以後、全国の被災地で被災者の生活再建を支援する活動に従事されており、同サイトでは、**支援制度の説明動画・テキストも公開**されている。
- これらのツールは、自治体職員にとっても被災者支援制度を理解するのに優れており、災害ケースマネジメントの準備として、**平時は職員研修等に活用し、有事の際も被災者支援の相談業務（支援制度の案内）等に活用**することができる。



第5章 個人情報取扱い

1. 基本的な考え方
2. 個人情報の管理
3. 同意の取得や利用目的への理解を得るための留意点・工夫等

第5章 個人情報の取扱い

1. 基本的な考え方

- 被災者一人ひとりの状況を把握し、課題やニーズに即した支援方策を検討・実施するためには、被災者個々に関わる個人情報の適切な活用が効果的である。
- また、被災者の支援にあたっては、地方公共団体の内部部局間の連携を密にするとともに、社会福祉協議会やNPOなどの民間団体と連携しながら進めていくことが想定されるため、地方公共団体と民間団体間での被災者の個人情報のやりとりが発生する。
- そのため、個人情報の収集にあたっては、災害時の被災者支援に利用・提供することを明示して、本人の同意を得ておくことが望ましい。

2. 個人情報の管理

- 取得した被災者の個人情報は、漏えい、滅失、毀損の防止等の適切な安全管理措置を講じる必要がある（個人情報保護法第66条第1項）。
- そのため、今後、災害ケースマネジメントの取組が具体化していく際には、**災害ケースマネジメントの実施にあたりどのような取扱い場面が生じるかを平時から想定し、発災後に混乱することがないように、その際の各種法令上の取扱いを確認しておくことが必要となる。**

3. 同意の取得や利用目的への理解を得るための留意点・工夫等

- 同意の有無をめぐる紛争防止の観点から、書面による同意取得を原則としつつ、緊急の場合は口頭によることを認めることが考えられる。
- 同意欄を調査票様式に盛り込むことが効率的と考えられる。**
- また、利用目的について被災者の理解を得る工夫として、民間事業者等に見守り・調査等の委託を行う場合でも、初回の訪問時には行政職員が同行し、支援活動の趣旨や内容を丁寧に説明することが望ましい。

地方公共団体の取組事例

利用目的・提供先の例① (熊本県八代市)

- 災害名：令和2年7月豪雨
- 取組内容：
 - ▶ 災害時に、市が委託した業者が、豪雨被災者のアセスメント調査を実施。調査票では、利用目的と提供先を明示し、同意を取得。

【調査票の例】

■調査の目的 この調査は一般財団法人ダイバーシティ研究所が八代市との協定により、令和2年7月豪雨で被害にあわれた皆さまの生活状況をお聞きし、今後の復旧・復興を迅速かつ的確に進めるための基礎資料を作成することを目的として実施します。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。	
■調査内容と個人情報の取扱いについて <ul style="list-style-type: none">・ 世帯情報、家族状況、避難行動、健康や福祉、生活状況、今後の見通し、不安・心配ごと、をお聞きします・ 調査で得た個人情報は当調査の分析にのみ用い、他では使用しません・ 調査票および調査データは当法人および八代市が厳重に保管します・ 調査後、八代市からお問合せや訪問をさせていただく場合があります・ お答えいただいた内容は、個人情報保護条例等の範囲で、八代市や生活再建支援等を行う団体(社会福祉協議会等)と共有する場合があります	
<ul style="list-style-type: none">・ 上記の内容について、調査委員から必要十分な説明を受けました・ 調査に同意・協力します	ご署名

出典：令和2年7月豪雨 八代市坂本町被災者アセスメント調査票(ダイバーシティ研究所)

利用目的・提供先の例② (佐賀県大町町)

- 災害名：令和3年8月の大雨
- 取組内容：
 - ▶ 個別訪問の相談内容について、社会福祉協議会、NPO、災害支援を行う団体への情報提供の可否を確認する同意欄を調査票に設けた。ヒアリング時にその確認もしながら、個人情報に留意して対応。

本人へ確認 口頭確認	皆様のご提供いただいた個人情報やご質問内容については、関係との際の連絡のために利用させていただきますが、今後の生活再建に際してよりよい支援活動を実施するために活用させていただきます。支援の実施にあたり大町町をはじめ、大町町社会福祉協議会、各町内会、災害支援に必要な関係機関(省)と情報共有することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
---------------	---	--	--------------------------------

【調査票の例】

注：これらの事例は、改正個人情報保護法の施行(令和5年4月1日施行部分)前のものであることに注意。

出所：内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」P143
(赤枠は県による)

その他

【参考】 今後の県の取組予定

1. 士業団体等との協力協定の締結

- 災害ケースマネジメントの実施にあたっては、士業等の専門家の協力が不可欠となる。
- 各士業団体との連携体制の構築については、現在、県と土佐士業交流会が締結している「大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書」をもとに、各士業会の災害ケースマネジメントへの参画、有償での派遣要請などを含む協力体制等について、改定の協議を行っていく。

【連携体制（案）】

- 県が市町村からの要請を受け付け、各士業会に要請・調整依頼
- 各士業会は要請に基づき、各市町村へ専門家を派遣し、被災者を訪問するなどして相談支援を実施
- 派遣等の実績に基づき、県から各士業会に報酬・旅費等の費用を支払 等

2. 重層的支援体制整備事業等、福祉施策との連携

- 重層的支援体制整備事業では、地域包括支援センター、障害者の相談支援センター、子ども・子育てに関する利用者支援事業を行う機関、生活困窮者自立相談支援機関等が連携して、地域生活課題を抱える方への包括的な相談対応、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関の連絡調整等の便宜供与を行う支援を一体的に行うこととしている。
- 上記のように、各支援機関等が連携して様々な課題を抱える者やその世帯に対する支援を行う枠組みは、様々な課題を抱える被災者の支援の実施にあたっても有効な枠組みである。

⇒ 今後、福祉部局と連携し、これらの事業のノウハウを災害ケースマネジメントの実施体制に取り込んでいく。



上記のような県の取組、また市町村の今後の取組状況を踏まえ、本手引きを随時改定し、取組方針で示した中期・最終目標に向けた取組内容を追加していく。

【参考】高知県の災害ケースマネジメント体制における市町村・専門家団体・県の連携イメージ

